

信州豊南短期大学公的研究費等の不正使用等に関する懲戒規程

(目的)

第 1 条 本規程は信州豊南短期大学（以下「本学」という。）が定める「信州豊南短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程」（以下、「管理・監査規程」という。）に基づいて行われる競争的資金による公的研究費の不正使用が「信州豊南短期大学における公的研究費の不正使用への対応に関する規程」（以下「不正使用規程」という）の定める調査委員会によって認定された研究者（以下、「認定研究者」と言う。）へ行われる懲戒の種類とその適用に必要な手続きを定めるものとする。

(認定者)

第 2 条 懲戒の認定者は、管理・監査規程によって定める最高管理責任者（以下、「最高管理責任者」と言う。）とする。

2. 最高管理責任者が認定研究者となった場合、認定者は管理・監査規程によって定める統括管理責任者とする。
3. 最高管理責任者並びに統括管理責任者が認定研究者となった場合、認定者は本学教務部長とする。

(懲戒の手続き)

第 3 条 懲戒の認定が調査委員会によって行われ、その結果が認定者に報告された時点で、公的研究費の不正使用を認定し、懲戒の手続きを開始するものとする。

2. 認定者は不正使用の認定後、すみやかに懲戒処分の執行者を定め、執行者に懲戒手続きの開始をさせるものとする。
3. 執行者は認定研究者に認定内容を告知するとともに、本規程第 4 条により決定した懲戒内容を告知した日（以下、「告知日」と言う。）より実施するものとする。

(懲戒の種類)

第 3 条 懲戒の内容は以下の通りとする。

- 1) 不正使用された公的研究費等が私的に流用された場合、告知日から 2 週間以内に当該年度の該当研究費の全額を本学に返納し、当該研究費以外の科研費等を受給している場合は当該年度において、告知日以降の使用を禁じるものとする。さらに該年度の次年度より 10 年間、公的研究費等の公募への応募資格を失うものとする。

また、本学において応募資格を喪失している期間に本学を退職し、公的研究費等の公募資格がある研究機関に所属した場合、応募資格を喪失している旨を移動先研究機関等へ連絡することとする。

- 2) 当該研究費が私的流用はされていないが、社会への影響が大きく、行為の悪質性が高い場合は、告知日以降、当該年度の当該研究費の使用を禁じる。当該研究費以外の公的研究費等に関しても懲戒が実施された日より当該年度の使用を禁じる。さらに当該年度の次年度より 5 年間、科研費等の応募資格を失うものとする。

また、本学において応募資格を喪失している期間に本学を退職し、公的研究費等の公募資格がある研究機関に所属した場合、応募資格を喪失している旨を移動先研究機関等へ連絡することとする。

- 3) 当該研究費が私的に流用されておらず、本条2)及び4)以外の場合、告知日より当該年度の当該研究費の使用を禁じる。当該研究費以外の公的研究費等に関しては通常の使用を認める。さらに当該年度の次年度より2～4年間、当該研究費への応募資格を失うものとする。応募資格の喪失期間に関しては、執行者が認定者と討議の上、決定するものとする。

また、本学において応募資格を喪失している期間に本学を退職し、科研費等の公募資格がある研究機関に所属した場合、応募資格を喪失している旨を移動先研究機関等へ連絡することとする。

- 4) 当該研究費が私的に流用されておらず、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合は、告知日より当該年度の当該研究費の使用を禁じる。当該研究費以外の公的研究費に関しては通常の使用を認める。さらに当該年度の次年度より1年間、当該研究費への応募の資格を失うものとする。

また、本学において応募資格を喪失している期間に本学を退職し、科研費等の公募資格がある研究機関に所属した場合、応募資格を喪失している旨を移動先研究機関等へ連絡することとする。

(懲戒の種類の設定)

- 第4条 懲戒の種類の設定は調査委員会の認定内容を元に、執行者の意見を参考に、認定者が決定する。

(雑則)

- 第5条 公的研究費等の不正使用に対する懲戒に関して、本規程、管理・監査規程、不正使用規程に定めのない事項に関しては、文部科学大臣が決定する「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」など関係規程等によるものとする。

2. 本規程による懲戒処分は公的研究費の不正使用等によるものであり、必要に応じ本学就業規則に基づく是正措置や処分が行われることがある。

(規程の改正)

- 第6条 本規程の改正は総務会の議を経て、本学学長が決定する。

(附則)

- 1、本規程は、平成27年 4月 1日から施行する。